

第4章 不服申立て

第1節 不服申立て:一般条項

第448条 不服申立てる権利。

- ① 自己に不利な裁判所および裁判所書記官の裁定に対して、当事者は、法律で規定されている不服申立てを提起できる。
- ② 不服申立ての期間は、不服申立てされる裁判所裁定の通知、または、場合に応じて、その説明または説明拒否の通知の翌日からカウントされる。

第449条 特別な場合に不服申立てする権利。

- ① 強制立退きに伴う訴訟において、被告の控訴、訴訟手続き違反による特別不服申立てまたは破棄請求は、被告が、それら不服申立てを提起する際に、期限が来た賃料および契約に従って前払いが必要な賃料を支払ったことを、書面で証明して、表明しない場合、受け入れられない。
- ② 前項に係わる控訴、訴訟手続き違反による特別不服申立てまたは破棄請求は、不服申立て被告が審理中に期限となる賃料または前払い賃料の支払いを止めた場合は、不服申立てがいかなる状況にあろうとも、不服申立ては効力を失ったと宣言される。賃借人は、期限未到来のいくつかの賃料を前払いまたは供託することができる。これは、判決が確定すると清算の対象となる。いずれにしても、当該金額の支払いは契約の更新とはみなされない。
- ③ 交通事故に起因する損害賠償を求める訴訟において、賠償を宣告された者は、不服申立てするとき、判決の金額に加えて、利息および請求可能な割増金を供託を目的とする施設に供託したことを証明しない場合には、控訴、訴訟手続き違反による特別不服申立てまたは破棄請求は受け入れられない。この供託は、場合に応じて、下された裁定の仮執行を妨げない。
- ④ ある(区分建物の)所有者が住人の共同体に負う金額の支払いを求める訴訟において、有責判決を受けた者は、不服申立てするとき、有責判決に係わる金額を満足した、または、供託したことを証明しない場合、控訴、訴訟手続き違反による特別不服申立てまたは破棄請求は受け入れられない。金額の供託は、場合に応じて、下された裁定の仮執行を妨げない。
- ⑤ 前各項で要求される供託は、無期限連帯の保証書、信用機関または相互保証会社によって発行される要求払い手形、または、供託された金額が、場合に応じて、すぐに用意できることを裁判所の判断で保証するその他の手段でなすことができる。
- ⑥ 前各項の場合、不服申立てが拒否または無効と宣言される前に、要求される要件の履行証明書類に関しては、本法第231条の規定に従う。

第450条 不服申立ての取下げ。

- ① 不服申立人は全て、(不服申立てに) 裁定が下される前に不服申立てを取下げることができる。
- ② 複数の不服申立人がいる場合、そのうちの1人または一部が取下げた場合、不服申立てされた裁定は取下げの効果でもって確定しない、しかし、取下げた者に排他的であった異議申立ての請求は放棄されたものと見なされる。

第2節 (裁定) 変更の不服申立ておよび再審理の不服申立て

第451条 変更の不服申立て(*recurso de reposición*) できる裁定。中断効の不存在。

- ① (書記官)調整命令および終局でない(書記官)決定に対しては、法律が再審理の直接不服申立てを規定している場合を除き、不服申立てされる裁定を下した裁判所書記官に、(裁定)変更の不服申立てできる。
- ② 終局でないすべての(裁判所)命令および決定に対して、不服申立てされた裁定を下したのと同じ裁判所に、(裁定)変更の不服申立てできる。
- ③ 変更の不服申立ての提起は、不服申立てされた裁定に関して中断効を持たない。

第452条 変更の不服申立ての期間、形式および不受理。

- ① 変更の不服申立ては、不服申立人の判断で裁定が陥いっただであろう違反を表示して、5日以内に提出されなければならない。
- ② 前項規定の要件が満たされない場合、終局でない命令および決定に対して提起された変更の不服申立ては、不服申立ての対象とならない命令を通して、受入れられない、また、(書記官)調整命令および終局でない(書記官)決定に対してなされた変更の不服申立ては、再審理で直接不服申立て可能な(書記官)決定を通して、受入れられない。

第453条 不服申立てされた当事者の聴聞および裁定。

- ① 変更の不服申立てが裁判所書記官によって受理されると、出頭したその他の当事者に、それらが都合が良いと判断する場合、それに異議を申立てるために5日間の共通の期間が与えられる。
- ② 異議申立て期間が経過した後は、書面の提出の有無にかかわらず、命令および決定に対する変更の不服申立ての問題である場合は裁判所が、または、(書記官)調整命令および(書記官)決定に対する変更の不服申立ての問題の場合は、裁判所書記官が、それ以上の手続きなしに、それぞれ決定または(書記官)決定により、5日以内に裁定する。

第454条 裁判上の裁定に対する変更の不服申立てを裁定する決定への不服申立て不能。

苦情の不服申立て(**recurso de queja*)がなされる場合を除き、変更の不服申立てを裁定する決定に対してはいかなる不服申立てすることはできない、ただし、終局裁定に、適切である場合に、不服申立てするとき、変更の不服申立ての目的である

問題を再提起することを害しない。

(訳者注：recurso de queja とは、他の不服申立ての通常の、差し戻しの、また、付帯的異議申立てする方式であり、控訴、訴訟手続き違反による特別不服申立てまたは破棄請求の処理を拒否する裁定に対して提起され、その目的は当該不服申立て拒否裁定を下した裁判所の上級裁判所がその処理受理を宣言するよう求めるものである。本章第7節参照)

第 454 条の 2 再審理の不服申立て(*recurso de revisión*)。

① (削除)。

訴訟を終了させたり、その継続を妨げたりする(書記官)決定に対しては、再審理の直接不服申立てできる。この不服申立ては、中断効を欠き、裁定されたことに反する行為は適当でない。

また、再審理の直接不服申立てが明示的に規定されている場合には、(書記官)決定に対してこれを同じく提起できる。

② 再審理の不服申立ては、5日以内に、裁定が陥った違反をその中で引用しなければならない書面で提起されなければならない。前述の要件が満たされると、裁判所書記官は、調整命令により、その不服申立てを受入れ、出頭したその他の当事者に、それらが都合が良いと判断する場合、それに異議を申立てるために5日間の共通期間が与えられる。

不服申立ての受理要件が満たされない場合、裁判所は、命令を通して、不服申立てを受理しない。

異議申立ての期間が経過すると、書面が提出されたかどうかに関係なく、裁判所は、5日以内に、決定を通して、それ以上の手続きなく裁定する。

受理または不受理についての裁定に対してはいかなる不服申立てできない。

③ 再審理の不服申立てを裁定するために下された決定に対しては、それが訴訟を終了させるか、その継続を妨げる場合にのみ、控訴できる。

第 3 節 控訴および第二審

第 1 款 控訴および第二審:一般規定

第 455 条 控訴できる裁定。管轄と優先処理。

① 訴額のために口頭審理裁判で下された判決で 3,000 ユーロを超えないときを除いて、すべての種類の裁判で下された判決、終局決定および法律が明示的に示しているその他の決定は、控訴可能である。

② 控訴を審理するのは次のところである：

1. 第一審裁判所、控訴可能な裁定がその裁判区の治安判事によって下された場合。
2. 県控訴裁判所、控訴可能な裁定がその管轄区域の第一審裁判所によって下された場合。

③ 法律が特別な場合に要求する要件欠如により訴えを受理しない決定に対して法

律上規定される控訴は、優先的に手続きされる。

第 456 条 控訴の範囲と効果。

- ① 控訴の効力により、第一審裁判所で行われた訴訟行為の新たな審理を通して、また、本法規定の場合に控訴裁判所で行われる証拠調べに従って、(第一審の) 決定または判決が取り消され、代わりに、控訴人に有利な別の決定または判決が下されることを、第一審裁判所で提起された請求の事実上および法律上の根拠に従って、求めることができる。
- ② 訴えを棄却する判決に対する控訴、および、訴訟を終了させる決定に対する控訴は、中断効を欠き、(第一審で) 裁定されたことに反する行為は適切でない。
- ③ 控訴提起された訴えの認容判決は、その言い渡しの性質と内容に従って、本法第 3 編第 2 章規定の効力を有する。

第 2 款 控訴の審理

第 457 条 控訴の準備。

(コンテンツなし)

第 458 条 控訴の提起。

- ① 控訴は、異議を申立てる裁定を下した裁判所に、その(裁定) 通知の翌日から 20 日以内に、提起する。
- ② 控訴の提起において、控訴人は、控訴される裁定および異議を申立てられる言渡しを引用することに加えて、異議申立ての根拠となる主張を提示しなければならない。
- ③ 異議申立てられた裁定が控訴可能であり、控訴が期間内に提起された場合、裁判所書記官は 3 日以内に控訴が提起されたものとみなす。反対の場合は、裁判所に通知して、裁判所が控訴の受理について言い渡すようにする。

裁判所は、受理要件が満たされていることを認める場合、控訴が提起されたとする命令を下す。反対の場合は、不受理を宣言する決定を下す。この決定に対しては、苦情の不服申立てのみ行うことができる。

控訴提起を認容する裁定に対して不服申立てできない、しかし、控訴された当事者は、本法第 461 条に係わる控訴に異議申立てる手続きで、控訴の不受理を主張できる。

第 459 条 訴訟規則または訴訟費用保証の違反による控訴。

控訴では、第一審での訴訟規則または訴訟費用保証の違反を主張できる。この場合、控訴提起書には、違反されたと見なされる規則を引用し、場合に応じて、被った無防備を主張しなければならない。同様に、控訴人は、適時に違反を、訴訟で機会があった場合、非難したことを証明しなければならない。

第 460 条 控訴提起書に添付できる書類。証拠調べの申立て。

- ① 第 270 条に規定されているいずれかの場合に該当し、第一審に提出できなかった書類のみを控訴提起書に添付できる。
- ② 控訴提起書では、更に、第二審で次の証拠調べを請求できる：
 1. 第一審で不当に否認されたもの。但し、否認裁定の変更の不服申立てが試みられた、または、審問で適時の不服申立てが提起されたことを条件とする。
 2. 第一審で申請され、受理された証拠調べで、申請者の責めに帰せられない理由で、最終措置としても、行なうことができなかったもの。
 3. 第一審で判決を言い渡す期間の開始後、または、その期間の前に発生した訴訟の判断に重要な事実に係わる証拠調べ。後者の場合、当事者はそれら事実を後で知ったことを正当化する。
- ③ 不出廷を宣告された被告が、自己の責めに帰すことができない理由により、第一審で証拠調べ申請に設定された時の後に訴訟に出頭した場合、第二審で、自己の権利に都合のよいことすべて実行するよう請求できる。

第 461 条 控訴提起書の被控訴人への送付。判決の控訴と異議申立てに対する異議申立て。

- ① 控訴提起書を裁判所書記官はその他の当事者に送付する、その際、それらの者が控訴された裁定を下した裁判所に、控訴に対する異議申立書を、場合に応じて、控訴された裁定でその者に不利な部分について異議申立書を提出するために、10 日の間に、呼出す。
- ② 控訴に対する異議申立書、および、場合に応じて、最初に控訴しなかった者による判決への異議申立書は、（訴え等の）提起書の規定に従って作成される。
- ③ 前条の規定に従い、被控訴当事者は必要と考える書類を添付でき、また、必要と考える証拠調べを申請できるほか、控訴人により提出された書類および申請された証拠調べの認容性に関して適切とみなされる主張を提起できる。
- ④ 本条第 1 項および第 2 項に係わる異議申立書を、裁判所書記官は主たる控訴人に、その者が、異議申立ての認容性について、また、場合に応じて、被控訴人によって提出される書類および申請された証拠調べについて、適切と考えるものを 10 日以内に述べるために、送付する。
- ⑤ 欧州共同体条約第 81 条および第 82 条、または、競争保護法第 1 条および第 2 条が適用される訴訟では、裁判所書記官は、国家競争委員会に控訴提起書を送付する。

第 462 条 控訴中の第一審裁判所の管轄権。

控訴の審理中では、控訴された判決を下した裁判所の裁判権は、控訴された裁定の仮執行に関連する行為に限定される。

第 463 条 記録の移送。

① 控訴が提起され、また、場合に応じて、（控訴への）異議申立書が提出されると、裁判所書記官は、控訴を裁定する管轄裁判所への記録の移送を命じ、当事者を 10 日の期間で呼出す。

控訴人が指定された期間内に出廷しない場合、裁判所書記官は控訴を無効とし、控訴された裁定が確定する。

② 仮執行が申立てられる場合、当該執行に必要なものの公証謄本は第一審の裁判所書記官に残る。

控訴を裁定する管轄裁判所に記録が移送された後に（仮執行が）申立てられる場合、申立人は事前に管轄裁判所から執行に必要なものの公証謄本を入手しなければならない。

第 464 条 証拠の受理と審問の期日指定。

① 控訴について裁定しなければならない裁判所が（訴訟）記録を受領すると、新しい書類が提出され、または、証拠調べが申請される場合、裁判所は 10 日以内にそれらの受理に適切なものを裁定する。証拠調べをすべき場合、裁判所書記官は、口頭審理裁判の規定に従って、翌月中に開催される審問期日を設定する。

② 証拠調べが申請されなかった場合、または、全ての申請が受け入れられなかった場合で、当事者のある者が申立てる場合、または、裁判所が必要と考える場合、審問開催を、命令を通して、取り決めることができる。その開催を取り決める場合、裁判所書記官は、その日時を指定する。

第 465 条 控訴についての裁定。

① 裁判所は、控訴が決定に対して提起された場合は決定を通して、その他の場合は判決を通して控訴について裁定する。

② 裁定は審問終了後 10 日以内に下されなければならない。審問が行われなかった場合、決定または判決は、控訴を管轄する裁判所が記録を受領した日の翌日から 1 か月以内に下されなければならない。

③ （異議）申立てられた訴訟手続き違反が、第一審での判決言い渡しの際になされた場合、控訴裁判所は、控訴された判決を取消した後、訴訟の目的となった問題について裁定する。

④ 本条前項の規定が適用されず、訴訟手続き上の違反が、訴訟行為またはその一部の根本的な無効の原因となる違反の一つである場合、（控訴）裁判所は、命令を通して、そのように宣言し、違反が行われたときに存在していた状態に訴訟行為を回復させる。

訴訟手続きの瑕疵または欠如が第二審で修正できる場合、訴訟行為の無効は宣言されない、このために、瑕疵が審問で明らかになり即座に修正可能な場合を除き、裁判所は 10 日以内の期間を付与する。

修正が行われ、場合に応じて、当事者の意見を聴取し、認容できる証拠調べを行っ

た後、控訴裁判所は、訴訟の対象となっている問題について裁定を下す。

⑤ 控訴（審）で下される決定または判決は、控訴で提起された争点と問題、また、場合に応じて、第 461 条に係わる異議申立書で提起される争点と問題のみについて言い渡されなければならない。裁定は控訴人に、最初に控訴された者が提起した（第一審）裁定の異議申立てを認容することから派生する損害を除いて、損害を与えることができない。

⑥ 欧州共同体条約第 81 条および第 82 条、または、競争保護法第 1 条および第 2 条の適用についての訴訟においては、裁判所が、欧州委員会、国家競争委員会または自治州の管轄機関に対する行政訴訟の存在を認識し、行政機関の言渡しを知る必要があるとき、判決を下す期間を中断できる。当該中断は、当事者の意見を聴取した上で、理由を付して採用され、行政機関に通知される。この機関は、今度は、その（行政）裁定を裁判所に送付しなければならない。

訴訟中断の決定に対しては、（決定）変更の不服申立てのみ行われる。

第 466 条 第二審の判決に対する不服申立て。

① あらゆる種類の民事訴訟の第二審で県控訴裁判所が言い渡した判決に対して、当事者適格者は、訴訟手続き違反による特別不服申立て(*recurso extraordinario por infracción procesal)または破棄請求(*recurso de casación)を提起することを選択できる。

② 前項に係わる 2 種の不服申立てが同じ当事者により、同じ裁定に対してなされる場合、破棄請求は不受理と見なされる。

③ 同一の訴訟の異なる訴訟当事者が、それぞれ、異なる種類の特別不服申立てを選択する場合、本法第 488 条の規定に従う。

（訳者注：recurso extraordinario por infracción procesal とは、特別かつ差戻しの性格を有する異議申立てで、県控訴裁判所の終局裁定に対して、訴訟上または手続き上の違反の存在または憲法 24 条の基本的権利の侵害を告発するときに、提起される。）

（訳者注：recurso de casación とは、法律の不正確な解釈または適用を包含する、または、法的要式を履行していない訴訟手続きで下された判決を取消すことをその目的とする特別不服申立てである。）

第 467 条 訴訟手続き違反による特別不服申立ての認容の後に県控訴裁判所により下される判決に対する破棄請求。

前条の規定にかかわらず、訴訟手続き違反による特別不服申立てが（上級審で）認容された結果として（新たに）県控訴裁判所が下す判決に対しては、この特別不服申立ては、それが最初の上訴の目的だったものとは異なる違反および問題に基づいていない場合、新たに受入れられない。

第 4 節 訴訟手続き違反による特別不服申立て。

第 468 条 管轄機関と特別不服申立て可能な裁定。

高等司法裁判所(*Tribunal Superior de Justicia)の民事・刑事裁判部(Sala de lo Civil y Penal)は、民事裁判部として、第二審を終結させた県控訴裁判所が下した判決および決定に対する、また、スペイン特許商標庁によって工業所有権の問題で下された、行政ルート(での審理)を使い果たす、裁定に対する不服申立てで下された判決に対する訴訟手続き違反による特別不服申立てを審理する。

(訳者注:Tribunal Superior de Justicia とは、各自治州に設置され、3 裁判部(民事・刑事裁判部、行政訴訟裁判部および労働裁判部)で構成される。

第 469 条 (特別不服申立ての)理由。訴訟手続きにおける事前の告発。

① 訴訟手続きの違反による特別不服申立ては、次の事由に基づいてのみできる：

1. 裁判権および事物または機能管轄に関する規範の違反。
2. 判決を規制する訴訟手続き規範の違反。
3. 訴訟の行為および保障を規律する法規範の違反。違反が法律に従って無効を決定づけ、または、無防備を生じさせた場合
4. 民事訴訟における、憲法第 24 条で認められた基本的権利の侵害。

② 訴訟手続き違反による特別不服申立ては、可能であれば、この違反または憲法第 24 条の侵害が訴訟手続きにおいて告発されていたとき、および、第一審で告発された場合は、第二審で再度告発されたとき、手続きされる。さらに、基本的権利の侵害が修正可能な欠缺または欠如を引き起こした場合、修正が適切な訴訟手続きで要求されていないなければならない。

第 470 条 特別不服申立ての提起。

① 訴訟手続き違反による特別不服申立ては、異議申立てされる裁定を下した裁判所にその(裁定)通知の翌日から 20 日以内に提起される。

② 特別不服申立ての提起書が提出され、すべての当事者が特別不服申立てを提起できる期限が過ぎた後、裁判所書記官は、3 日以内に、裁定が特別不服申立て可能であり、第 469 条規定の理由のなんらかが主張され、また、場合に応じて、同条第 2 項の規定に従って手続きされていた場合、特別不服申立てが提起されたものとする。別の場合は、裁判所に、特別不服申立ての受理について言い渡すために、通知する。裁判所は、受理要件が満たされていると分かった場合、特別不服申立て提起されたとの命令を下す。反対の場合は、不受理を宣言する決定を下す。この決定に対しては、苦情の不服申立てのみ行うことができる。

特別不服申立てが提起されたものとする裁定に対する不服申立てはできない、しかし、特別不服申立てされた当事者は、異議申立手続きにおいて不受理を主張できる。

第 471 条 特別不服申立て提起書の内容。

提起書では、行なわれた違反または侵害が合理的に説明され、場合に応じて、それ

らが訴訟にどのように影響したか述べる。また、違反または侵害を立証するために不可欠と考えられる証拠調べを申立てできる、また、審問の開催を申立てできる。

第 472 条 記録の移送。

特別不服申立て提起書が提出されると、次の 5 日以内にすべての原記録が第 468 条に係わる民事・刑事裁判部に送られ、当事者は 30 日の期間でそこに召喚される。ただし、手続違反の不服申立人以外の訴訟当事者が同じ判決に対して破棄請求を準備していた場合、訴訟手続き上の違反により特別不服申立てが準備されていることを、本法第 488 条の規定のために、明示的に示して、判決および破棄請求の不服申立人が関心を有する特定の書類の公証謄本が管轄の裁判部に送付されるべきことを害しない。

特別不服申立て人が指定された期間内に出廷しない場合、裁判所書記官は特別不服申立てを無効と宣言し、特別不服申立てされた裁定は確定する。

第 473 条 (特別不服申立ての) 受理。

① 訴訟記録が裁判所で受理されると、訴訟手続きは、訴訟手続き違反による特別不服申立ての受理または不受理について裁定されるべきことが審理されるため、また、裁判部の審議に服するために、受命上級裁判官に移る。

② 次の場合、訴訟手続違反による特別不服申立ては受入れられない：

1. 第 467 条、468 条および 469 条規定の要件欠如がこの手続きで認められた場合。
2. 特別不服申立てが明らかに根拠を欠いている場合。

裁判部は、裁定を下す前に、特別不服申立てが受理されない可能性のある事由を出頭した当事者に、10 日以内に当事者が適切と考える主張をなすために、明らかにする。

裁判部が不受理事由のなんらかの存在を知った場合、特別不服申立ての不受理および不服申し立てされた裁判の確定を宣言する決定を下す。不受理事由が申し立てられた違反のなんらかのもの以上に影響を与えない場合、特別不服申立てに係るその他の違反に関して、特別不服申立て受理を、決定を通して、裁定する。

③ 訴訟手続違反による特別不服申立ての受理について裁定する決定に対しては、不服申立てできない。

第 474 条 特別不服申立てされた当事者の異議。

訴訟手続違反による特別不服申立てが全部または部分的に受理されると、特別不服申立てされた当事者で、出頭した者に、20 日以内に書面で異議申立てをなすために、提起書のコピーが渡される。この期間中、書記官室 (Secretaria) で訴訟行為が開示される。

異議申立書では、存在すると見なされ、裁判所が未だ却下していない特別不服申立ての不受理事由を主張でき、不可欠と見なされる証拠調べを申立てでき、また、審問の開催を請求できる。

第 475 条 審問と証拠調べ。

- ① 前条に係わる期間が経過すると、異議申立書が提出されたかどうかにかかわらず、裁判部は、命令を通して、次の 30 日以内に、審問開催日時を指定するか、または、場合に応じて、訴訟手続き違反による特別不服申立ての票決と判決のための日時を指定する。
- ② なんらかの証拠調べが請求され、受理された場合、または、裁判所が、職権でまたは当事者の請求により、より良い司法運営のために適切であると考えた場合、特別不服申立てにおいて、審問開催が取り決められる。審問は、特別不服申立て人の陳述から始まり、特別不服申立てされた当事者の陳述に進む。特別不服申立て人が複数の場合は提起順に、特別不服申立てされた当事者が複数の場合は出頭順に、行う。
- ③ 証拠調べは、口頭審理裁判の審問に関する法律の規定に従う。

第 476 条 判決。効果。

- ① 裁判部は、審問の終了後 20 日以内、または、票決と判決のために指定された日に判決を下す。
- ② 特別不服申立てが裁判権あるいは事物または機能管轄に関する規則違反に基づいていた場合、最初にこの事由について審査および判断される。

裁判権または事物管轄の欠如が告発され、特別不服申立てが認容された場合、裁判部は、当事者が対応する者に対して請求権行使する権利を保護して、特別不服申立てされた裁定を破棄する。

裁判権または管轄の欠如を確認または宣言した（下級審の）判決に対して特別不服申立てが提出され、裁判部が特別不服申立てを認容した場合、（下級審の）判決を破棄した後、問題に係る裁判所に当該事案の審理を開始または継続するよう命じる。ただし、裁判権の欠如が、訴えが一旦応答され、また、証拠調べがなされて、誤って認容された場合を除く。この場合は、問題に係る裁判所に事案の本案について裁定するよう命じる。

その他のすべての場合において、主張された違反または侵害のすべてまたは一部について特別不服申立てが認容される場合、裁判部は特別不服申立てされた裁定を無効にし、訴訟行為を、特別不服申立てされた裁定が違反または侵害に陥った状態および時に戻すよう命じる。

- ③ 裁判部が、主張された事由のいずれも適切でないと判断する場合、特別不服申立てを却下し、訴訟手続きは元の裁判所に差し戻される。
- ④ 最高裁判所の民事裁判部への法律の利益での不服申立てについての規定を除き、訴訟手続き違反による特別不服申立てを裁定する判決に対しては不服申立てできない。

第 5 節 破棄請求 (Recurso de casación)

第 477 条 破棄請求の事由および破棄請求可能な裁定。

- ① 破棄請求は、唯一の事由として、訴訟の対象となっている問題を裁定するために適用される（法）規範の違反に基づかなければならない。
 - ② 県控訴裁判所が下した第二審の判決は、次の場合に破棄請求できる：
 1. 憲法第 24 条で認められているものを除き、基本的権利の民事司法保護のために下された場合。
 2. 訴額が 600,000 ユーロを超える場合。
 3. 訴額が 600,000 ユーロを超えない場合で、または、訴訟が（破棄請求の）事柄 (materia) の理由により取扱われる場合で、両方の場合に、破棄請求の裁定が破棄の利益を呈示する場合。
 - ③ 破棄請求される判決が最高裁判所の判例に反する場合、または、その判決が、県控訴裁判所の矛盾する判例が存在している争点や問題を裁定する場合、または、施行されて 5 年経過していない法規範を適用する場合、破棄請求は破棄の利益を呈示すると見なされる。しかしながら、この最後のケースでは、同一または類似内容の当該規範に関連する最高裁判所の判例が存在しないことを条件とする。
- 高等司法裁判所が審理すべき破棄請求の場合、破棄請求された判決がその判例に反するとき、または、対応する自治州の特別法の規範について高等司法裁判所のそのような判例が存在しないときにも、破棄の利益があると解される。
- ④ スペイン特許商標庁によって工業所有権の問題で下された、行政ルート（での審理）を尽くす、（行政）裁定に対する不服申立てにおいて県控訴裁判所が下した判決は、破棄請求の対象となる。

第 478 条 管轄。破棄請求の同時性。

- ① 民事事件における破棄請求の審理は、最高裁判所の第一裁判部 (Sala Primera del Tribunal Supremo) に対応する。

しかしながら、破棄請求が、排他的または他の事由と共に、自治州に固有の民法、地域法または特別法の規範の違反に基づく場合で、対応する自治州憲章がこの帰属を規定しているときは、自治州に拠点を置く民事裁判所の裁定に対してなされる破棄請求を審理するのは、（自治州の）高等司法裁判所の民事・刑事裁判部に対応する。

- ② 同じ当事者が最高裁判所および高等司法裁判所に同じ判決に対して破棄請求を提起した場合、最初の破棄請求は、この事由が証明され次第、命令を通して、提起されていないものとされる。

第 479 条 破棄請求の提起。

- ① 破棄請求は、異議申立てる裁定を下した裁判所に、その裁定通知の翌日から 20 日以内に提起する。
- ② 異議申立てられる裁定が破棄請求の対象となり得て、破棄請求が期間内に提起された場合、裁判所書記官は 3 日以内に破棄請求が提起されたものとする。反対の

場合は、裁判所に通知して、裁判所が破棄請求の受理について言い渡すようにする。裁判所は、受理要件が満たされていることを認めた場合、破棄請求が提起されたものとする命令を下す。反対の場合は、不受理を宣言する決定を下す。この決定に対しては、苦情の不服申立て(recurso de queja:第 454 条の注参照)のみ行うことができる。

破棄請求が提起されたものとする裁定に対しては不服申立てできない、しかし破棄請求された当事者は、破棄裁判所(tribunal de casación)に出頭するとき受理に異議申立てできる。

第 480 条 破棄請求の準備についての裁定。

(コンテンツなし)

第 481 条 破棄請求提起書の内容。

① 提起書では、第 477 条第 2 項規定の事由のうち、判決の破棄請求が求められる事由が表明される。同様に、必要な範囲で(請求)根拠が示され、審問の開催を請求できる。

② 提起書には、異議申立てられる判決の証明書、および、適切な場合、破棄の利益の根拠として提出される判決文のテキストが添付される。

③ 場合に応じて、提起書では、破棄請求を基礎付けることに加えて、規範の有効期間および侵害されたと見なされる規範に関する判例の不存在にできるだけ言及する事由を合理的に明らかにしなければならない。

④ (コンテンツなし)

第 482 条 記録の移送。証明書発行の拒否。

① 提起書が提出されると、次の 5 日以内に、裁判所書記官はすべての原記録を管轄裁判所に、そこで破棄請求を審理するために移送し、30 日の間に当事者を召喚する。

破棄請求人が指定された期間内に出廷しない場合、裁判所書記官は破棄請求を無効と宣言し、破棄請求された裁定は確定する。

② 破棄請求人が第 481 条が言及する判決の証明書を得ることができなかった場合でも、前項に定める記録の移送は行われる。証明書の発行の拒否または抵抗は懲戒処分として是正され、また、必要な場合、破棄裁判部はそれを発行しなければならない裁判所書記官に請求する。

第 483 条 破棄請求の受理についての判断。

① 訴訟記録が(破棄)裁判所で受領されると、訴訟手続きは、破棄請求の受理または不受理について裁定されるべきことは審理されるため、また、裁判部の審議に服させるために、受命上級裁判官に移る。

② 次の場合、破棄請求は受理されない：

1. 判決が破棄請求できないため、または、方式のいかなる他の修正不可能な欠如のため、破棄請求が不適切な場合。
2. 破棄請求提起書が、本法が、さまざま場合に、規定する要件を満たしていない場合。
3. 事案が必要な訴額に達していない場合、または、（次の事由により）破棄請求の利益がない場合。つまり、判例への異議申立ての不存在によって、矛盾する判例がないことによって、または、違反されているとされる規則が5年以上施行されている場合、または、裁判部の意見では、当該規範または同一または類似の内容の以前の規範に関する最高裁判所の判例が存在する場合。

同様に、第477条第3項第2段のケースで、対応する高等司法裁判所が、争われている規範または同一または類似の内容の以前の規範に判例がマッチしたと見なした場合、破棄請求は受入れられない。

4. 破棄請求が明らかに根拠がない場合、または、その他の実質的に同等の破棄請求が既に本案で裁定されている場合。

③ 裁判部は、裁定を下す前に、10日以内に当事者が適切と考える主張をなすように、命令を通して、破棄請求不受理の可能性のある事由を出頭した当事者に明らかにする。

④ 裁判部が、破棄請求不受理のいずれかの事由が存在することを知った場合、破棄請求の不受理および破棄請求された裁定の確定を宣言する決定を下す。不受理事由が申立てられた違反のなんらかにしか影響を与えない場合、破棄請求が告発するその他の違反に関して、破棄請求の受理を、決定を通して、裁定する。

⑤ 破棄請求受理について裁定する決定に対しては、不服申立てできない。

第484条 受理手続きの管轄についての判断。

① 前条に係わる受理手続において、裁判部は、破棄請求の受理可能性について（判決を）言い渡す前に、破棄請求審理の管轄権を調査する。管轄権を有するとみなされない場合は、10日の間での当事者の事前の聴聞の後、訴訟手続きの移送を、および、10日以内に管轄権があると思われる裁判所に出廷するため、当事者の召喚を取り決める。

② 前項の場合、訴訟手続きが受理され、当事者が管轄があるべき裁判部に出頭すると、破棄請求の審理は受理手続きから続行される。

③ 高等司法裁判所の裁判部は、最高裁判所の第一裁判部により移送される破棄請求を審理する自己の管轄権を否定できない。

第485条 受理および相手方への送付。

破棄請求が受理されると、裁判所書記官は、破棄請求提起書と添付書類を破棄請求された当事者に、それらが20日以内に書面で異議申立てするため、また、審問開催を必要と考えるか述べるために、送付する。

その異議申立書で、存在すると考えられ、裁判所によってまだ却下されていない破棄請求の不受理事由を主張できる。

第 486 条 票決と判決 (*fallo*)。付帯的審問。

① 前条の期間経過後、異議申立書の提出の有無にかかわらず、当事者全員が審問の開催を申立てた場合、裁判所書記官は、その開催の日時を指定する。同じように、裁判所が、正義のより良い分配に都合がよいと判断して、命令によって、当該審問開催を決めた場合にも（日時指定が）行われる。反対の場合、裁判部は破棄請求に対する票決と判決の日時を指定する。

② 審問は、破棄請求当事者の陳述から始まり、破棄請求された当事者の陳述に進む。破棄請求当事者が複数の場合は、破棄請求提起の順で行い、また、破棄請求された当事者が複数の場合は、出頭の順に行う。

第 487 条 判決。効果。

① 裁判部は、審問の終了後 20 日以内に、または、票決と判決のために指定された日に、破棄請求に関する判決を下す。

② 第 477 条第 2 項第 1 号および第 2 号規定の破棄請求の場合、破棄請求を終了させる判決は、破棄請求された判決の全部または一部を追認または取り消す。

③ 破棄請求が第 477 条第 2 項第 3 号規定の 1 つである場合、判決がその破棄請求に理由があるとみなす場合、異議申立てられた裁定を無効にし、判例に異議申立て、あるいは、判例の矛盾または相違を引き起こしたところの条件に従って対応するものを宣言して、そのケースについて裁定する。

破棄請求で下される判決の言渡しは、異議申立てられた判決と異なる判決により生成された法的情況に影響を決して与えない。

第 488 条 同一訴訟の当事者が別の特別不服申立てを選択する場合の、破棄請求および訴訟手続違反の特別不服申立ての審理および判断。

① 同じ訴訟の異なる訴訟当事者が、それぞれ、異なる特別不服申立てを選択する場合、訴訟手続違反に基づく特別不服申立ては、破棄請求に優先して管轄裁判所により審理される。この破棄請求は、しかしながら、開始され、受理が判断されるまで継続し、その後中断する。

② 訴訟手続違反による特別不服申立てを完全に却下する判決が下された場合、その判決は直ちに破棄請求のために管轄裁判所に伝えられ、その中断は直ちに解除され、破棄請求は本節の規定に従って処理される。

③ 訴訟手続違反による特別不服申立てが認容された場合、提起された破棄請求は無効となる。ただし、本法第 467 条の規定を害しない。

第 489 条 同一の訴訟の当事者が別の特別不服申立てを選択した場合の、地域法での破棄請求および訴訟手続違反による特別不服申立ての審理および決定。

同じ訴訟の異なる訴訟当事者がそれぞれ異なる特別不服申立てを、1つは手続き上の違反により、もう1つは自治州に固有の地域民法または特別民法の規則侵害により、選択する場合、両方の特別不服申立ては、一体に併合されて、審理され、決定される。この際、訴訟手続き違反による特別不服申立てが認容されなかった場合、破棄請求について判決言い渡しできることを考慮して、単一の判決で裁判部は裁定する。

第6節 法律の利益のための不服申立て

第490条 法律の利益のための不服申立て可能な裁定。

- ① (複数の) 高等司法裁判所の民事・刑事裁判部が、訴訟規範の解釈について異なる基準を保持している場合、訴訟手続き違反による特別不服申立てを裁定する判決に関して、判例の統一のために、法律の利益のための不服申立てを提起できる。
- ② 法律の利益のための不服申立ては、憲法裁判所に保護申立てされた判決に対しては手続きされない。

第491条 法律の利益のため不服申立てする(当事者)適格性。

いずれにせよ、検察官と護民官(Defensor del Pueblo)は、法律の利益のため不服申立てできる。同様に、不服申立てが関係する訴訟上の問題に関して、その展開する活動と有する機能により、それらの問題に関する判例統一に正当な利益を証明する公法法人(persona jurídica de Derecho público)は、この不服申立てを提起できる。

第492条 提起と審理。

- ① 法律の利益のための不服申立ては、最新の判決が言い渡されてから1年以内に、最高裁判所の民事裁判部に直接提起される。
- ② 法律の利益のための不服申立て提起書には、次の書類が添付されなければならない：
 1. 主張される不一致を明らかにする裁定の証明されたコピーまたは公証謄本。
 2. 憲法裁判所によって発行された証明書。これは、(憲法裁判所への)保護申立て期間が経過しても、異議申立てられた判決のいずれに対しても当該不服申立てが提起されていないことを証明する。
- ③ 不服申立書は、添付書類とともに、裁判所書記官によって、不服申立ての対象となる判決が下された訴訟の当事者として出頭した者に、それらの者がより根拠があると考える法的基準を表明する主張が20日以内にできるために、送付される。

第493条 判決。

法の利益のための不服申立てで言い渡される判決は、いずれにしても、異議申立てられた判決に由来する特定の法的状況を尊重する、また、それが認容的である場合、それは判決に判例を設定する。この場合、それは「官報」で広報され、その掲載から法規定を補完し、最高裁判所以外のすべての民事管轄裁判官および裁判所を拘束する。

第7節 苦情の不服申立て(recurso de queja)

第494条 苦情の不服申立てできる裁定。

裁定を下した裁判所が控訴、訴訟手続き違反による特別不服申立てまたは破棄請求の処理を拒否したところの訴訟手続きに対して、処理されていない不服申立ての裁定が対応する裁判所に苦情の不服申立てできる。苦情の不服申立ては、優先的に手続きされて裁定される。

下すこととなる判決が、場合に応じて、既判力を持たない場合、苦情の不服申立ては、建物および土地の立退き訴訟では手続きされない。

第495条 審理および判断。

① 苦情の不服申立ては、控訴、訴訟手続き違反による特別不服申立てまたは破棄請求の処理を拒否する裁定の通知から10日以内に、処理されていない不服申立てを裁定する責任を負う裁判所に提起される。不服申立てされた裁定のコピーを不服申立てに添付しなければならない。

② 期間内に不服申立てとそのコピーが提出されると、裁判所は5日以内にそれについて裁定する。不服申立ての処理が正当に拒否されたと判断した場合は、訴訟記録に記載されるために、対応する裁判所に通知する。不当に拒否されたと裁定した場合、当該裁判所に処理を続行するよう命じる。

③ 苦情の不服申立てを判断する決定に対しては、不服申立ては行われぬ。